

## (障害児通所支援) 重要事項説明書

### 1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社すずかぜ
代表者氏名	代表社員 青木 辰夫
本社所在地 (連絡先)	横浜市瀬谷区三ツ境 166 番地 9 電話 045-744-8974 ファックス番号 045-489-4350
設立年月日	平成 25 年 7 月 22 日

### 2 サービス提供を担当する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	こどものひろば		
サービスの 主たる対象者	障害児<18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害児を含む)及び難病等対象者>		
事業所番号	(放課後等デイサービス)	1453400184号	
指定年月日	令和2年10月1日		
管理者	青木 麻美		
児童発達支援 管理責任者	青木 麻美		
事業所所在地	横浜市瀬谷区三ツ境 137 番地 12		
連絡先	(連絡先電話 045-744-9640 ファックス番号 045-489-4350)		
事業所の通常の 事業実施地域	横浜市瀬谷区		
事業所が行なう 他のサービス	居宅介護支援事業所	1473401873 号	(令和2年7月1日指定)
	訪問介護	1473401360 号	(平成25年10月1日指定)
	居宅介護・重度訪問介護	1413400449 号	(平成25年11月1日指定)
	移動支援	1463400232 号	(平成27年7月1日指定)
利用定員	10人		
開設年月日	令和2年10月1日		

#### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	適正な事業運営の下、通所給付決定保護者及び障害児に対し適正な放課後等デイサービスを提供する
運営方針	法令順守並びに、適正な運営を確保すると共に、障害児の意思及び人格の尊重し、他事業所と連携をしながら、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努める。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日・祝日、但し、ゴールデンウィーク（5月3日～5月5日）・年末年始（12月29日から1月3日）を除く
営業時間	10時30分から17時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日・祝日、但し、ゴールデンウィーク（5月3日～5月5日）・年末年始（12月29日から1月3日）を除く
サービス提供時間	平日14時30分～17時30分、学校休業日10時30分～15時30分

3 サービス提供を行う施設・設備について

(1) 施設

構造	木造 地上2階
延床面積	81.65㎡

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備 考
指導訓練室	3室	2階2部屋、1階1部屋
静養室	1室	事務所並びに相談室を兼ねる
トイレ	2室	1階1室、2回1室
台所	1室	
洗面所	1室	更衣室を兼ねる
浴室	1室	非常用

4 サービス提供を行う職員体制

(1) 職務の内容

職種	職務内容
管理者	従業者や業務の一元的管理、法令等を遵守させるために必要な指揮命令
児童発達支援管理責任者	相談業務、利用申し込みの調整、個別支援計画書作成、従業者への技術指導、等
児童指導員	療育に関すること、送迎、等
保育士	療育に関すること、送迎、等
その他の職員	療育に関すること、送迎、等
事務員	事務全般

(2) 職員の配置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	
児童発達支援 管理責任者	1		1			1	
児童指導員	3	1		2		2	
保育士	4	3		1		3.5	
その他の職員	2			2		0.5	
事務員					1		

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
通所支援計画の作成	障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話、レクリエーションゲーム、地域活動等を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
更生相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等を行います。
健康指導	健康チェック、健康相談を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
送迎サービス	事業所の所有する車両により、障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。

(2) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価（別表）による利用料が発生します。  
通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 放課後等デイサービス費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に放課後等デイサービス費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

## 6 その他の費用について

内 容	料 金
創作的活動に係る材料費	実費相当額
昼食サービスの提供に係る食事代	主食のみ 1食あたり 100円 おかずのみ 1食あたり 200円 主食とおかず 1食あたり 250円
おやつ代	1回あたり 120円
ハブラシ代	1個当たり 100円
その他日常生活において通常必要となるもの に係る費用であって、通所給付決定保護者に負担 させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

## 7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 20 日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、ご不明点があればご連絡ください。

お支払いは以下 2 通りの方法からお選びください(途中で変更することも可能です)。

①ご利用者様の指定口座から請求月の 27 日に自動振替  
②コンビニ払い・バーコード払い

領収書が必要な方は別途お申し出ください。

また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 6 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 30 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 8 サービスの提供にあたっての留意事項

### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 放課後等デイサービス計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障害児(以下「利用者」といいます。)の生活に対する意向に配慮しながら「放課後等デイサービス計画」を作成します。作成した「放課後等デイサービス計画」については、案の段階で利用者に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 放課後等デイサービス計画の変更等

「放課後等デイサービス計画」は、障害児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(4) 体調不良や他害行為等に関して

児童の体調不良や過度の他害行為等で、該当児童に対し通常の活動が行えないと判断した場合は早退の相談を保護者様にさせていただくこともあります。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表社員 青木 辰夫
-------------	------------

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④ 苦情解決体制を整備しています。

⑤ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑥ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

⑦ 虐待の防止のための指針を作成します。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

○ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

## ② 個人情報の保護について

- 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## 11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

### 【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

### 【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	

### 【協力医療機関】

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	池辺小児科・アレルギー科
所在地	横浜市瀬谷区三ツ境 21-10 サンーハイツ三ツ境 1F
電話番号	045-360-6080

## 12 事故発生時の対応方法について

障害児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障害児に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	事業活動総合保険
保障の概要	怪我や物損等の賠償保障、等

### 13 非常災害時の対策

平 時 の 訓 練	避難訓練を年 12 回（毎月）実施します。
防 災 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動火災報知機 有 ・ 誘導灯 有</li> <li>・ ガス漏れ報知器 有</li> <li>・ カーテン等は防災機能のある物を使用しています。</li> <li>・ 震災に備えての備蓄（防災備蓄セット、食糧・飲料水 3 日分）</li> </ul>

### 14 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年 1 回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

### 15 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

### 16 苦情解決の体制及び手順

#### (1) 事業所の苦情・相談受付窓口

提供した指定放課後等デイサービスに係る障害児又は通所給付決定保護者その家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

事 業 者 の 窓 口	苦 情 解 決 責 任 者	管理者 和田 麻美
	受 付 日	月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日・12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）
	受 付 時 間	午前 9 時から午後 6 時まで
	電 話 番 号	045-744-9640
	F A X 番 号	045-489-4350

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または神奈川県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

市町村の窓口	受付担当課 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 電話番号 045-671-4278
区の子ども家庭支援センター (瀬谷区は)	電話番号 045-367-5703
社会福祉協議会	問い合わせ先 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局 電話番号 045-5364-5754 (令和3年7月26日から)

#### 17 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	児童が新型コロナウイルスの濃厚接触者に該当した場合や、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで利用をお断りさせていただきます。
非常災害時	放課後等デイサービスを利用中に、天災その他災害が発生した場合は、直ちにサービスの提供を中止し避難等の必要な措置をいたします。
台風や大雪等	サービス提供に危険が伴うことが想定される警報が発令された場合は、サービスの提供を中止させていただく場合があります。又、必要に合わせて避難等、必要な措置をいたします。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動 営利活動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

#### 18 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

放課後等デイサービスのサービス提供開始にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	横浜市瀬谷区三ツ境 166 番地 9		
	法人名	合同会社すずかぜ		
	代表者名	代表社員 青木 辰夫	印	
	事業所名	こどものひろば		
	説明者氏名	和田 麻美	印	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用申込者（通所給付 決定保護者） 又は法廷代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	
利用者（児童）氏名		

※自書の場合は押印不要